

## エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案について

平成14年11月19日

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

国土交通省 住宅局 建築指導課

先般のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)の改正に伴い、以下の政令を改正するとともに、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会報告を受け、特定機器の追加を行う。

### 第一種指定事業者の要件等について

第一種エネルギー管理指定工場の指定対象を、業種で限定することを止めて、全業種に対象を拡大したことに伴い、第一種特定事業者のうち、第一種指定事業者として、以下の者を規定する。

第一種エネルギー管理指定工場であって、製造業等5業種<sup>注1)</sup>以外の工場<sup>注2)</sup>を設置している者

第一種エネルギー管理指定工場であって、製造業等5業種に属する事務の用途に供する工場を設置している者

注1) 製造業等5業種とは、製造業、鉱業、ガス供給業、電気供給業、熱供給業をいう。

注2) 省エネ法において工場は、工場又は事業場をいう。

### 都道府県知事が所管行政庁となる建築物

住宅を除く建築物の建築主に対し、建築物の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言等をする者を国土交通大臣から所管行政庁へとしたことに伴い、限定的権限を有する建築主事を置く市町村又は特別区の長と都道府県知事の事務の分担を決める必要があるため、都道府県知事が所管行政庁となる建築物を定めることとする。

### 特定機器の指定について

特定機器として7種(ストーブ、熱調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、物品等自動販売機、電力用変圧器)を追加するとともに、当該特定機器の性能の向上に関する勧告、命令等の措置の対象となり得る製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件を規定する。